特定個人情報等に係る取扱い

別紙２

　本契約の履行に関する特定個人情報等の取扱いについては、以下のとおりとする。

（基本的事項）

第１　デジタル庁は、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するに当たって、特定個人情報等を取り扱う際には、住基法、番号利用法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令、各種ガイドライン等（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））及びデジタル庁の保有する個人情報等管理規程（以下「個人情報等管理規程」という。）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

２　デジタル庁は、特定個人情報等を直接には取り扱わないが、別紙１｢委託関係の履行体制図｣に掲げる特定個人情報等を取り扱う委託先（これ以降の全ての委託を含む。）の監督においては、第９の規定に基づき、必要かつ適切な措置を講じること。

（機密の保持）

第２　デジタル庁は、本契約に基づき、都道府県又は市区町村より委託を受けた事務（以下｢委託事務｣という。）に関して知り得た特定個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第３　デジタル庁は、本契約による事務に係る特定個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の特定個人情報等の適正な管理のために必要かつ有効な措置を講じなければならない。

２　デジタル庁は、個人情報等管理規程に基づき、「特定個人情報等管理責任者」を実務上の責任者とする管理体制を構築し、前項に規定する適正な管理を実施する。

（特定個人情報取扱従事者）

第４　デジタル庁は、個人情報等管理規程に基づき、特定個人情報等の事務を取り扱う職員（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）を定める。

２　デジタル庁は、前項に定めた者について、都道府県又は市区町村に報告しなければならない。

（職員に対する監督・教育）

第５　デジタル庁は、個人情報等管理規程に基づき適正に取り扱われるよう、特定個人情報取扱従事者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　デジタル庁は、本契約による事務を処理するにあたり、特定個人情報取扱従事者に対し、特定個人情報等の安全管理のために、十分な教育・研修を施さなければならない。

３　デジタル庁は、前２項における監督・教育の実施状況について、都道府県又は市区町村に報告しなければならない。

（データ等の取扱い）

第６　デジタル庁は、本契約による事務を処理するにあたり都道府県又は市区町村から、デジタル庁を通じて社会保険診療報酬支払基金（以下｢支払基金｣と言う。）および PMH運用・保守委託事業者に提供する特定個人情報等について、個人情報等管理規程に基づき、最も重要性の高い情報と認識し、その搬送、保管、複写及び廃棄等の取り扱いが発生した場合においては、具体的に規定した個人情報等管理規程の実施方法を遵守しなければならない。

（特定個人情報等を取り扱う区域）

第７　デジタル庁は、特定個人情報等を取り扱う区域を明確にし、当該区域に対し、次の各項目に従い措置を講じる。

⒧　管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

⑵　取扱区域

壁又は間仕切り等を設置し、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所や、後ろから覗き見される可能性が低い場所へ座席を配置するなどの工夫を施すものとする。

（持出しの禁止）

第８　デジタル庁は、本契約による事務を処理するに当たって入手した特定個人情報等を、都道府県又は市区町村の承諾を得ることなくデジタル庁の事業所外に持ち出してはならない。

（再委託等）

第９　デジタル庁は、受託業務について、更に委託を行う場合（以下「再委託」という。）は、あらかじめ都道府県又は市区町村の書面による了承を得なければならない。委託を行う先（以下「再委託先」という。）が更に委託を行う場合（以下「再々委託」という。）も同様とする。

２　デジタル庁は、前項に規定する再委託及び再々委託を行う条件として、都道府県又は市区町村がデジタル庁に求める安全管理措置と同等以上の措置を再委託先及び再委託先が更に委託を行う先（以下「再々委託先」という。）に対しても遵守させるよう、契約内容に定めなければならない。

３　デジタル庁は、第１項に規定する再委託又は再々委託を行う場合は、都道府県又は市区町村が再委託先及び再々委託先に報告を求め、資料を提出させ又は再委託先及び再々委託先において特定個人情報等を取り扱っている場所に実地調査を行うことができることについて、再委託先及び再々委託先との契約内容に定めなければならない。

４　デジタル庁は、再委託先及び再々委託先に特定個人情報等を取り扱わせる場合は、第2項に規定するもののほか、この取扱いに基づき自身が負う義務と同様の義務を相手方に対し負わせなければならない。

５　デジタル庁は、再々委託先が更に委託することを認めてはならない。

（契約終了後の特定個人情報の返却等）

第１０　デジタル庁は、本契約が終了し、本契約による事務を処理するにあたり都道府県又は市区町村から提供をうけた特定個人情報等について、都道府県又は市区町村と別途協議の上決定する方法により速やかに都道府県又は市区町村に返却又は廃棄等しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第１１　デジタル庁は、本契約による事務を処理するに当たり、都道府県又は市区町村からデジタル庁を通じて支払基金に提供する特定個人情報等を、本契約による情報連携業務以外に使用し、複写・複製又は第三者に提供してはならない。

（事故発生時の報告等）

第１２　デジタル庁は、本契約による事務を処理するに当たって都道府県又は市区町村からデジタル庁を通じて支払基金に提供する特定個人情報等の漏えい等、この取扱いに違反する事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその内容について当該データ等の保有資格を有する都道府県又は市区町村に報告すると同時に事態の解決・打開に向けた協議をしなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（検査等の実施）

第１３　都道府県又は市区町村は、デジタル庁が本契約による事務を処理するに当たって取り扱う特定個人情報等の取扱い及び運用状況について、必要があると認めるときは、デジタル庁に対し報告を求め、又は立入検査することができるものとする。上記検査は正当な理由がある場合を除き拒否できないものとする。

（損害賠償）

第１４　デジタル庁は、故意又は過失により、この取扱いに反し、これにより都道府県又は市区町村に損害を与えたときは損害賠償の責任を負うものとする。ただし、天災事変その他不可抗力により生じた損害については、賠償の責任を負わない。

（契約の解除）

第１５　都道府県又は市区町村は、デジタル庁がこの取扱いに違反した場合は、本契約の解除をすることができる。

（その他）

第１６　特定個人情報の取扱いについて、個人情報等管理規程に記載の無い事項等については、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の規定を優先適用する。